

# 電力卸取引等に関する検討状況等について

2023年4月18日

資源エネルギー庁

# (参考) 電圧別の需要家ごとの料金制度と需要シェア

- 2016年に小売全面自由化。家庭等は、大手電力のみ経過措置として規制料金（総括原価）を存続。規制料金の値上げには、経産大臣認可が必要。新電力は全て自由料金。

## 小売電気事業者

### 企業等向け

(2000年から段階的に自由化)

#### 自由料金（標準メニュー、相対交渉）

**63%**（販売電力量ベース）

**1%**（契約件数ベース）



大規模工場等  
(特別高圧：2000年自由化)



中規模工場、スーパー、オフィスビル等  
(高圧：2004年、2005年自由化)

### 家庭等向け

(2016年から自由化)

#### 自由料金

**24%**（販売電力量ベース）

**46%**（契約件数ベース）

#### 規制料金（認可制）※も継続

(経過措置)

**13%**（販売電力量ベース）

**53%**（契約件数ベース）



家庭、コンビニ等  
(低圧)

※規制料金の燃料費調整制度は、上限を各社が算定した基準燃料価格の1.5倍に設定し、値上げに歯止め。

## 一般送事配電業者

### 最終保障供給料金

事前届出制。現在の料金水準は、大手電力（小売）の標準メニュー（自由料金）の**1.2倍+市場連動**。

**2022年1月約8百件 → 約4万5千件まで増加 → 4万件弱。**  
(特高・高圧件数の約0.1%) → 約5%)

(販売量)

2021年度：8,321億kWh

(契約件数)

特別高圧：約1万件

高圧：約85万件

低圧：約8,830万件

(公衆街路灯等1200万件)

- 1. 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備**
2. 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の  
選択肢と安定性の確保
3. 大手電力における不祥事案に係る課題と資源  
エネルギー庁の対応について

# 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備の概要

- 電力・ガス取引監視等委員会での内外無差別モニタリング等に加え、現在、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会（以下「電ガ小委」という。）で、**小売電気事業者が需要家に対して競争的な料金で安定的に電気を供給するために望ましい長期～短期の取引、ポートフォリオの在り方と、必要な市場・取引環境の整備に関する施策**について、議論中。
- 電ガ小委での議論が、足下の電気の販売・調達の状況や、事業者の取引の課題・ニーズ等と乖離したものにならないよう、まずは丁寧な実態の把握を行うことを目的に**アンケート調査を実施**。以下のような実態があることが分かった（※1）。
  - （※1）アンケートについては分析中であり、本日お示しするのは結果の一部。
  - **発電事業者・小売電気事業者ともに、より長期の取引を望んでおり、スポット市場での取引は減少させたい傾向**がある。
  - 子BGの2/3は親BGに電気の調達を委託しているものの、**親BGがどこから電気を調達しているかを完全に把握している子BGは限定的**。（※2）
    - （※2）複数の小売電気事業者と一般送配電事業者で一つの託送供給契約を締結する場合における代表契約者を親BG、その他の契約者を子BGという。子BGは電気の調達や需給管理等を親BGに委託する場合もある。
  - **小売電気事業者も半分以上は電源保有等（特に分散型のもの）の意向**がある。

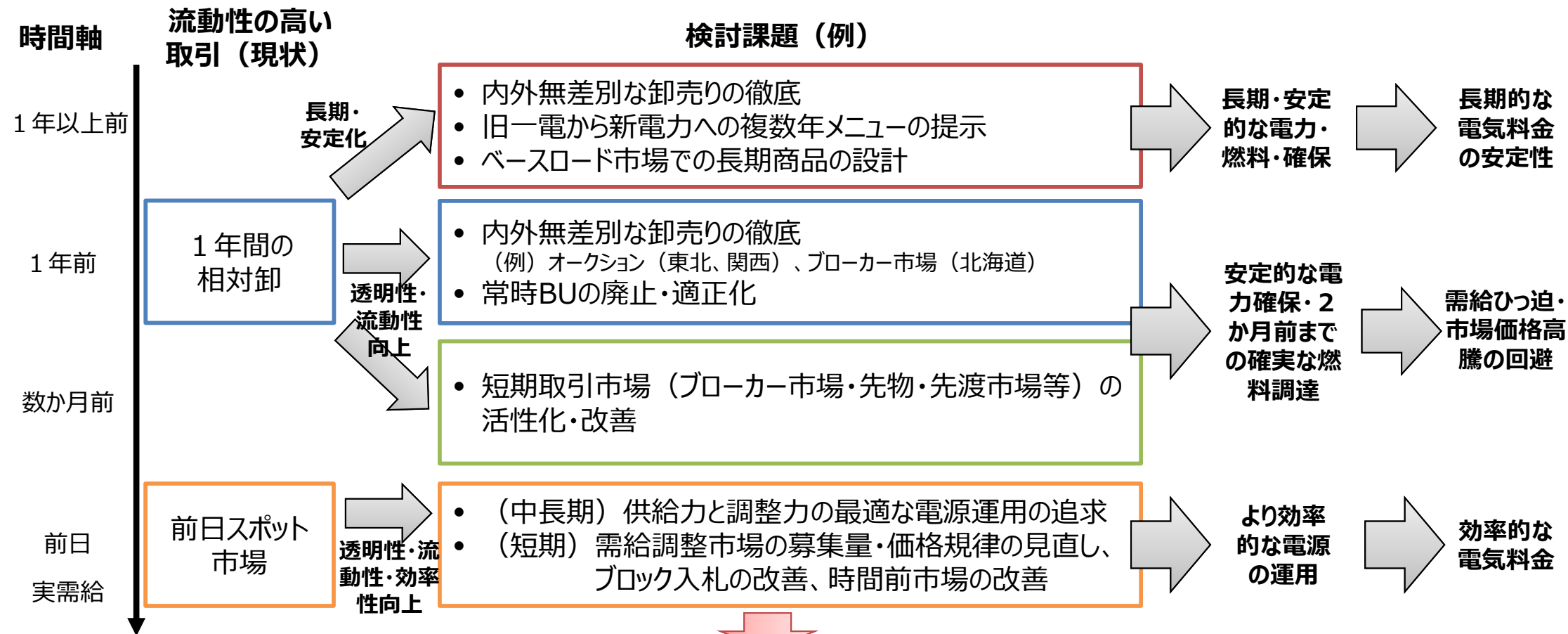
## （参考）アンケートの概要、留意点

- 回答期間：2023年2月14日から同年3月17日。
- アンケート対象：
  - **発電事業者**向け：2022年10月時点の発電容量（kWベース）上位67社（日本全体の発電容量の約9割。自治体や一般送配電事業者等を除く。）に質問票を送り、**30社**から回答。
  - **小売電気事業者**向け：全小売電気事業者に質問票を送り、**205社**から回答。
- 取引実績を回答する質問については、2021年度1年間の実績をベースに回答を求めた。

# (参考) 論点①：競争と安定を両立する市場・取引環境の整備

第57回電力・ガス基本政策小委員会（2022年12月）資料5より抜粋

- 長期～短期の取引について、更なる安定供給（電源投資、燃料調達）、価格安定性と競争促進にバランス良く寄与する電源アクセス環境の整備を進めることが重要。
- その際、発電側・小売側双方の視点から、どのような卸商品設計が望ましいか、改めて整理を行った上で、競争と安定を両立・促進するような仕組みの検討が必要ではないか。

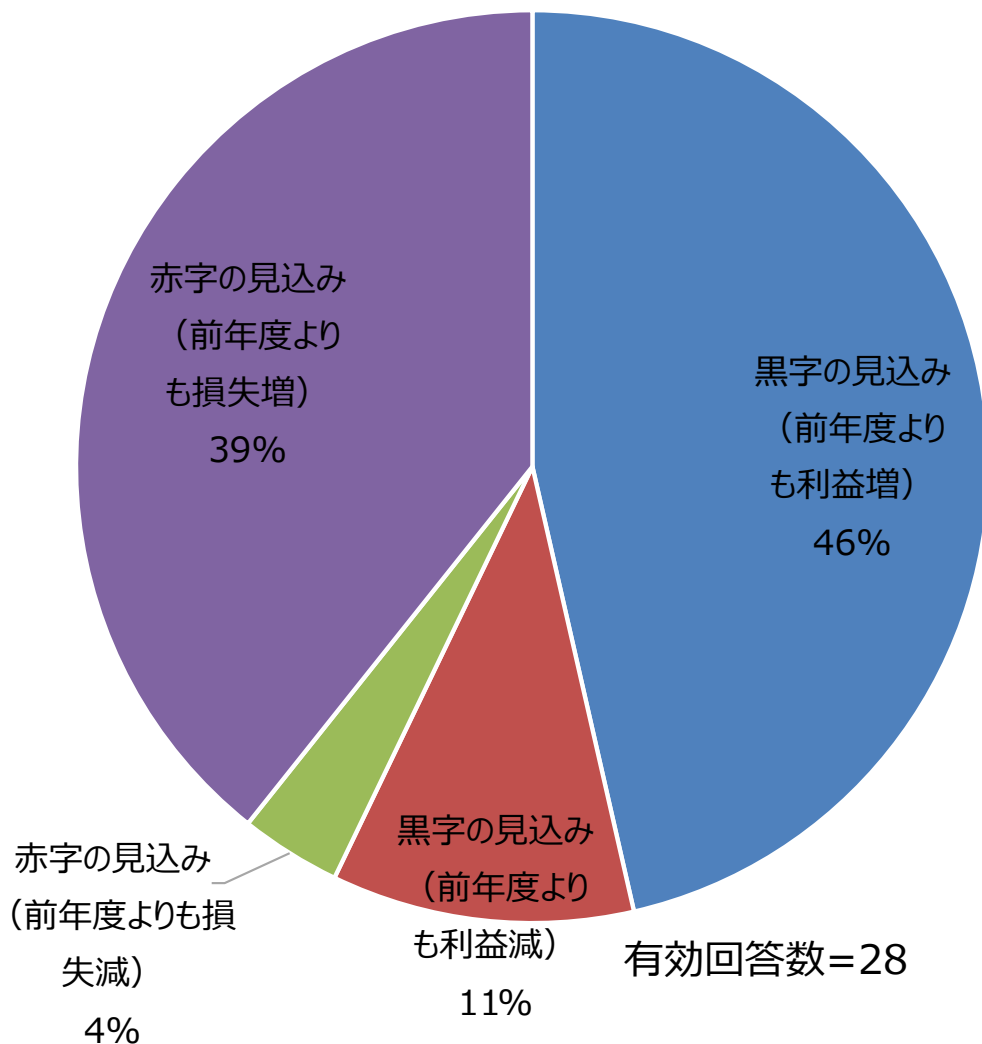


様々な取引機会があることで、発電事業者は売電収益の最大化・安定化が、小売電気事業者は調達の効率化・安定化が可能。ひいては、需要家への効率的・安定的な電力供給につながる。

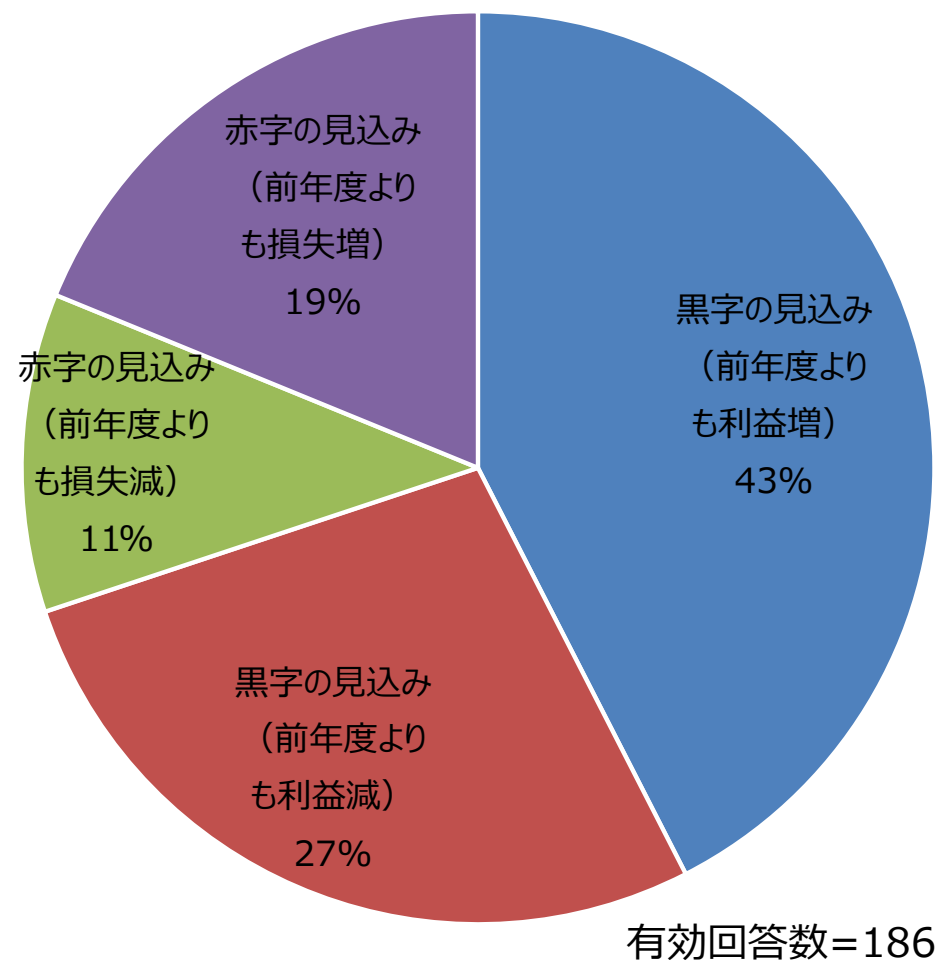
# アンケート結果：2022年度収支見込

- 2022年度収支見込（純利益・損失）については以下のとおり。

## 2022年度収支見込（純利益・損失） （発電事業者）



## 2022年度収支見込（純利益・損失） （小売電気事業者）

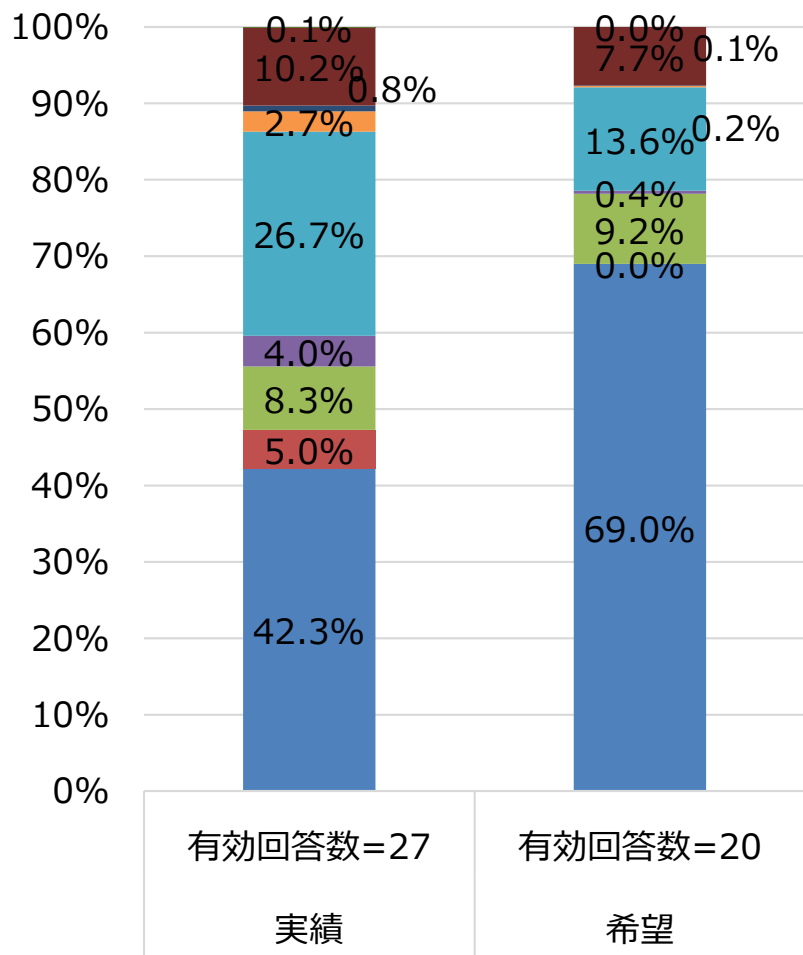


# アンケート結果：電力の販売における契約期間（実績・希望）（発電事業者）

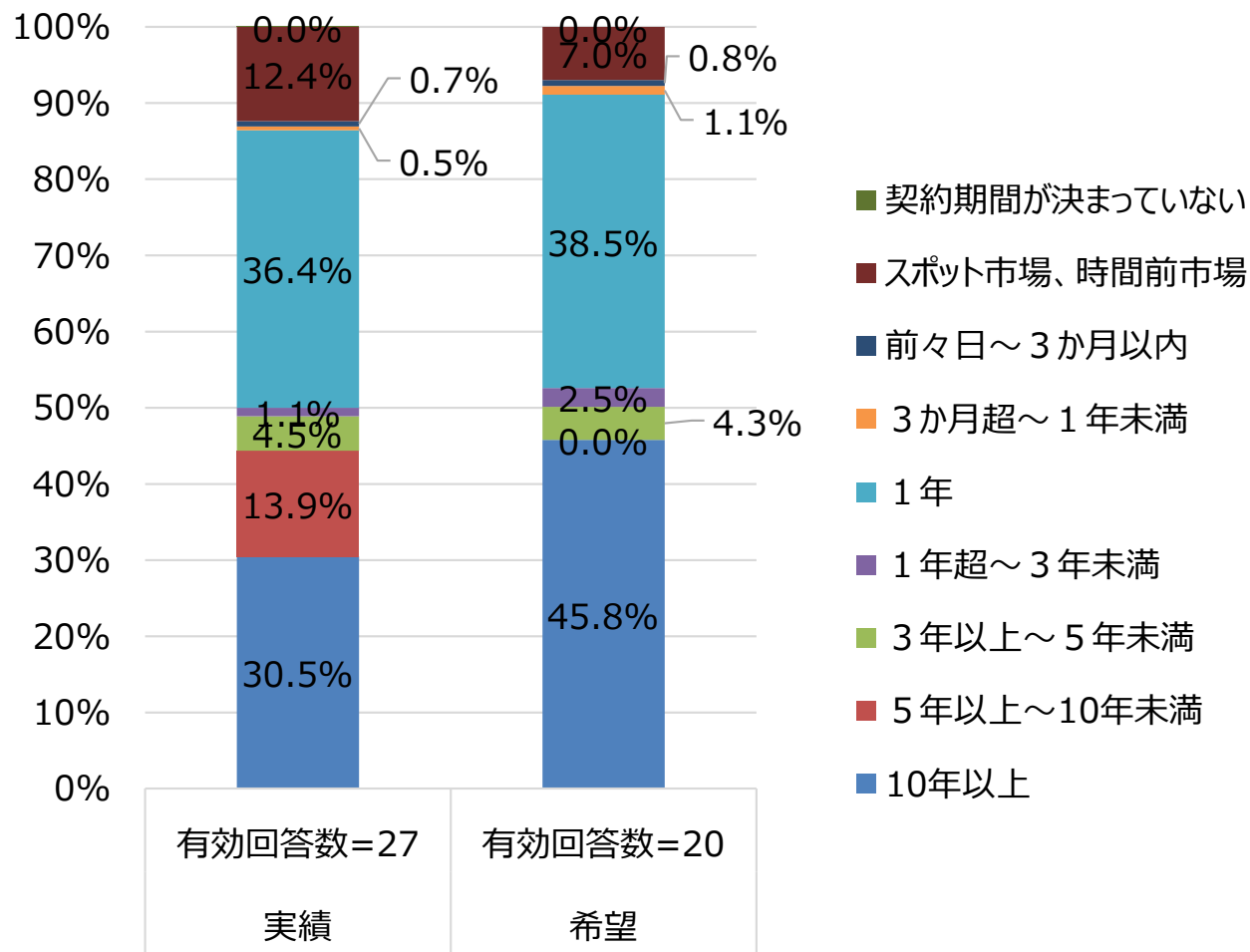
- 2021年度の契約期間別契約実績（kWhベース）と希望のポートフォリオの比較について、**各社の回答を単純平均**及び**各社の2021年度の発電実績（kWhベース）で加重平均**した結果は以下のとおり。発電事業者はより長期の契約を求めていることが分かる。

## 2021年度の契約期間別契約実績（kWhベース）と希望のポートフォリオの比較

各社の回答を単純平均



各社の回答を各社の2021年度の発電実績（kWhベース）で加重平均



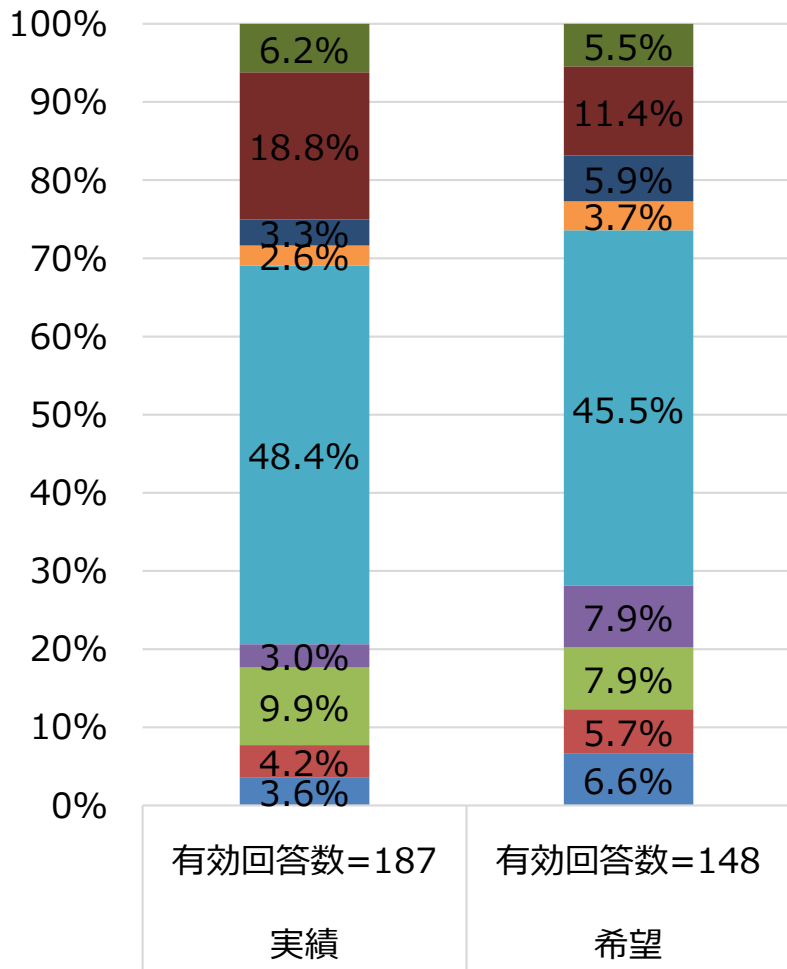


# アンケート結果：電力の調達における契約期間（実績・希望）（小売電気事業者）

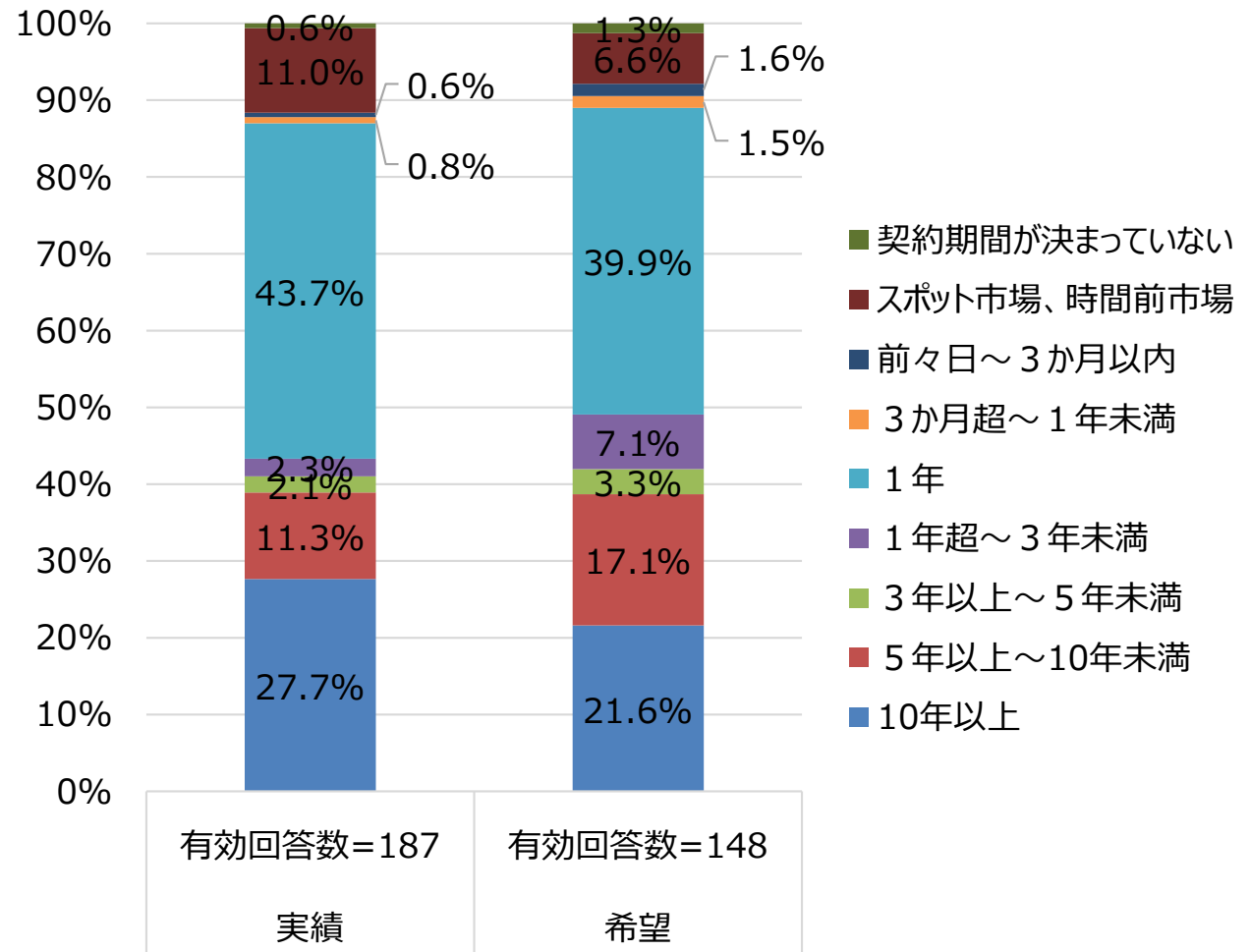
- 2021年度の契約期間別契約実績（kWhベース）と希望のポートフォリオの比較について、**各社の回答を単純平均**及び**各社の2021年度の需要実績（kWhベース）で加重平均**した結果は以下のとおり。小売電気事業者はより長期の契約を求めていることが分かる。

## 2021年度の契約期間別契約実績（kWhベース）と希望のポートフォリオの比較

各社の回答を単純平均



各社の回答を各社の2021年度の需要実績（kWhベース）で加重平均

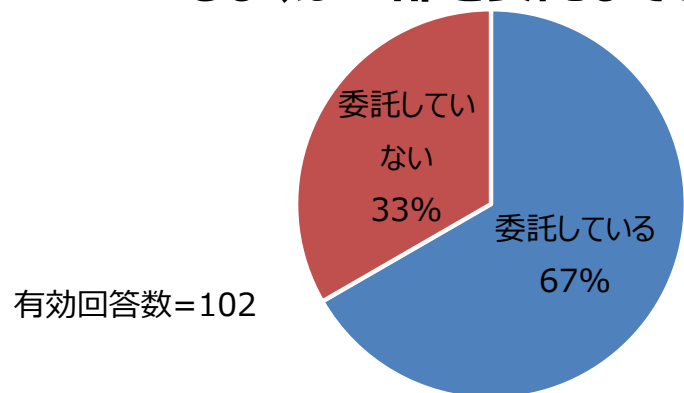




# アンケート結果：親BGとの関係（小売電気事業者）

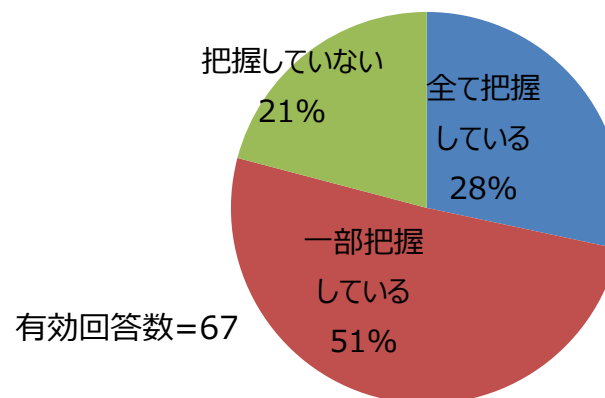
- 親BGに調達を委託する場合、100%委託している場合が多く、他方、どこから調達しているかを把握している事業者は限定的。契約期間は1年が多い。

親BG（仮想BG含む）に電気の調達を全てもしくは一部を委託しているか

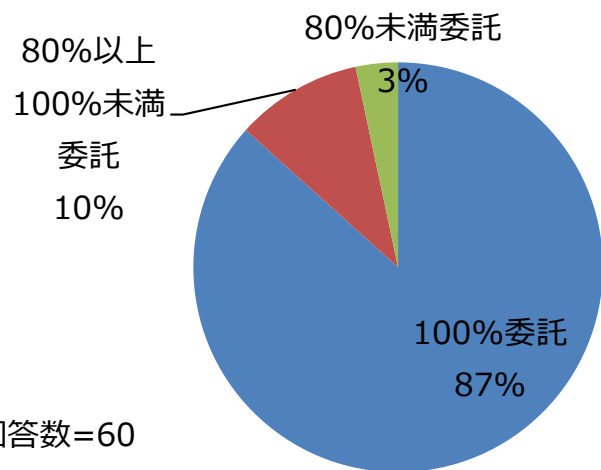


※仮想BG：託送供給契約は単独で契約をしているものの、他の小売電気事業者に電気の調達や需給管理を委託している／されている等、実態として、BGと類似した形態

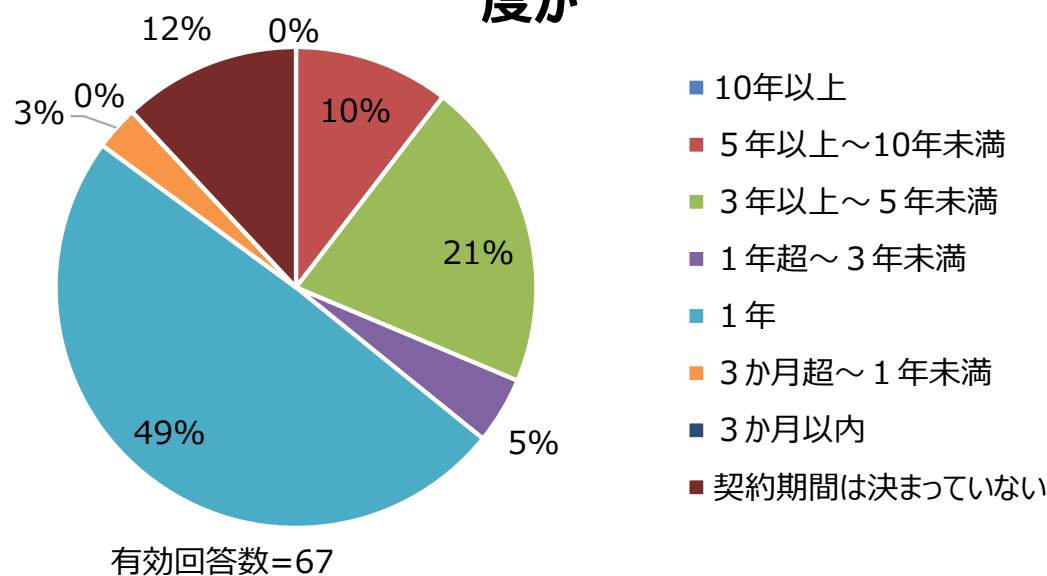
親BG（仮想BG含む）がどこから電気の調達をしているのか把握しているか



電気の調達において、どの程度の割合を親BG（仮想BG含む）に委託しているか（kWhベース）



親BG（仮想BG含む）との契約期間はどの程度か

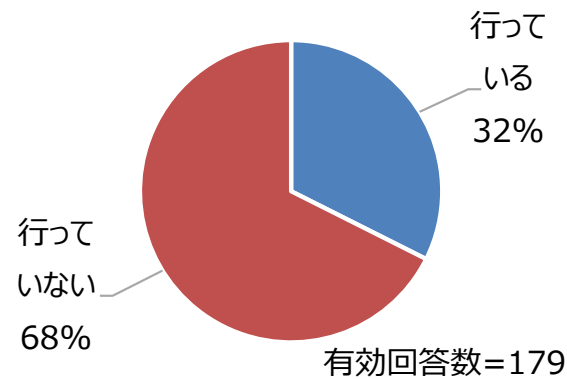


# アンケート結果：自社電源の保有等（小売電気事業者）

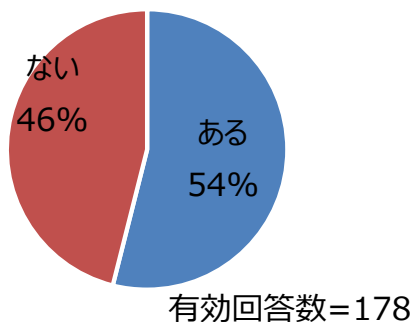
- 自社電源の保有等（※）に関する質問については以下のとおり。

（※） 自社電源を単独で保有するだけでなく、特別目的会社（SPC）を設立し、出資を行ったり、発電事業者と長期的なオフイク契約を締結することにより、発電事業の投資回収のリスクを一部負う契約についても含む。

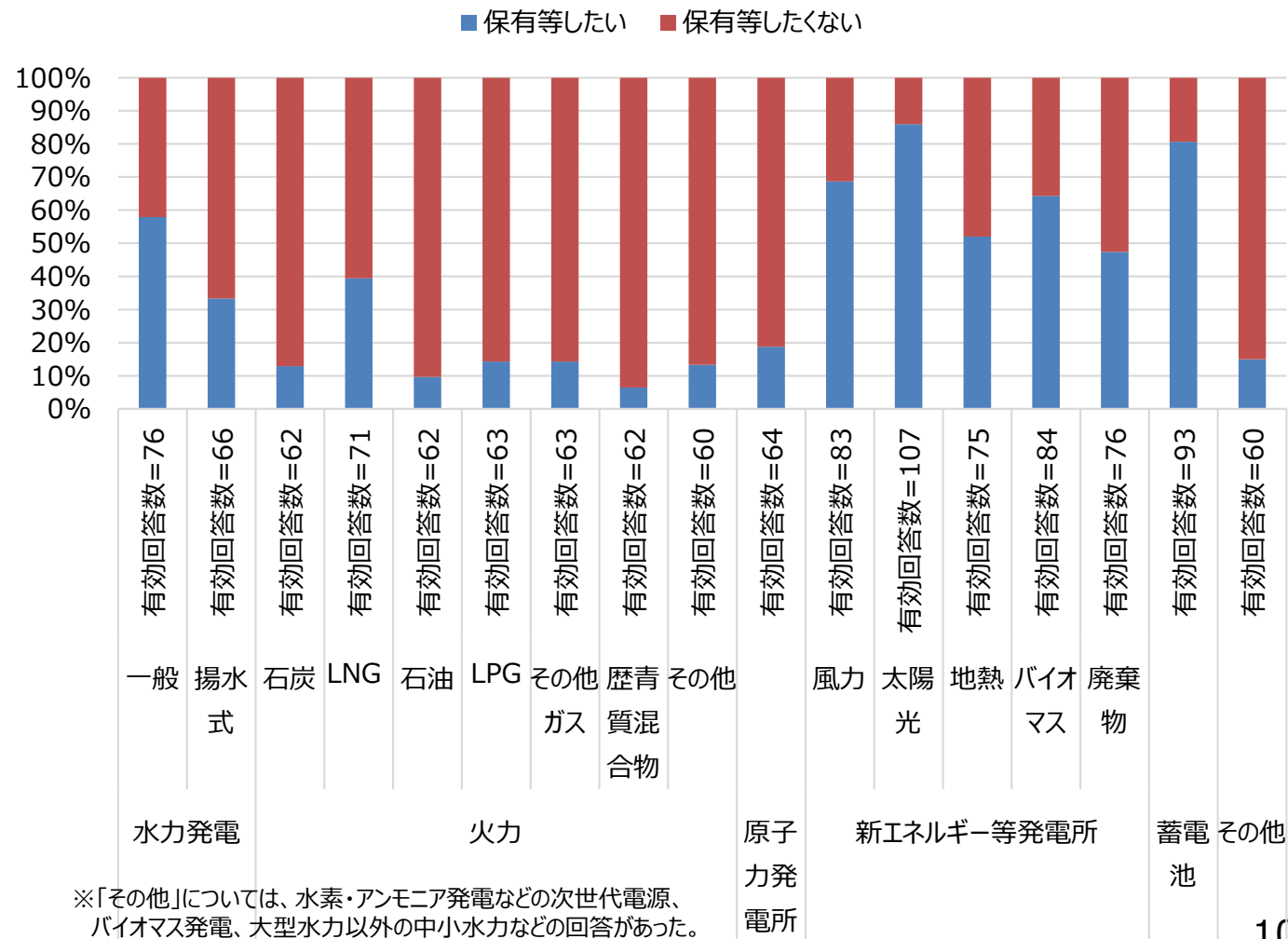
## 自社電源の保有等を行っているか



## 今後、自社電源の保有等を新たに／追加的に、行う意思があるか



## 新たに保有等したい電源種



1. 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備
- 2. 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の  
選択肢と安定性の確保**
3. 大手電力における不祥事案に係る課題と資源  
エネルギー庁の対応について

# 小売電気事業者に対する規律の在り方等の概要

- スポット市場価格は、小売全面自由化以降、一定期間は低水準で推移をしていたが、2021年1月の市場価格の高騰や国際的な燃料価格の高騰により高水準で推移したことにより、小売電気事業からの撤退が相次いだことから、需要家（事業者・消費者）保護の強化が必要となった。
- まず、廃業等に伴う解約の通知を受けた需要家が、スイッチングの検討・実施に要する期間を十分に確保する観点から、休廃止等の周知期間として、低圧契約については60日、特別高圧・高圧契約については90日を設定（2023年4月～）する等制度改正を措置。
- 加えて、市場価格変動を反映する料金メニューの増加等の料金メニューの多様化も進みつつあり、どの事業者からどういうメニューで電気の供給を受けるかについて、リスクやメリット・デメリット、事業者・商品の特性などが十分に需要家に理解されるよう、情報提供を充実することはますます重要となっている。
- このため、現在、電力・ガス基本政策小委員会において、説明義務や書面交付義務の在り方等、需要家への情報提供の在り方について議論を進めているところであり、今後、議論の内容を踏まえて必要な制度改正等を行う予定。

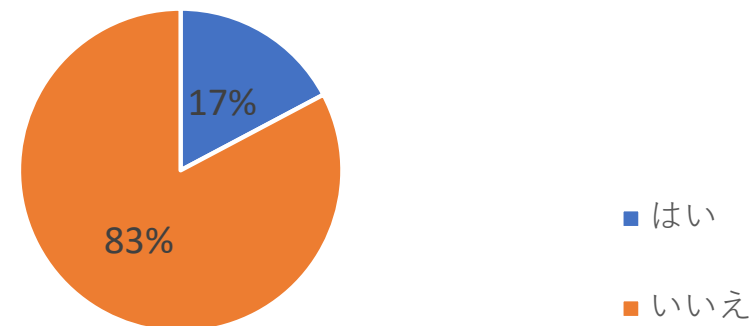
# 小売電気事業者の現状

- 2016年の小売全面自由化後、小売電気事業者の数は大幅に増加。また、ガス、石油、通信といった従来型の新規参入者の分類を超えて、再エネを主力商品とする事業者や、地域新電力のような新たな価値を提供する新規参入がおり、需要家に対して、新たな価値を提供している。
- このように多くの事業者が新規参入している背景には、電気事業法上、小売電気事業者に対して供給力確保義務を課すものの、発電所の保有を義務付けるものではなく、卸電力取引市場における調達によっても供給力確保義務を果たすことが可能であることや、需給管理を外部に委託することが許容される等、新規参入の障壁を低く設定してきたことが大きく寄与していると考えられる。
- しかし、スポット市場価格は、小売全面自由化以降、一定期間は低水準で推移をしていたが、2021年1月の市場価格の高騰、足元でおきている市場価格の高水準での推移等、従来どおりのビジネスモデルでは、小売電気事業を持続的に経営することは難しい経営環境にある。
- 実際に、スポット市場に依存するビジネスモデルにおいては、小売電気事業からの撤退（破産・廃業・休止）、縮小（中途解約）が相次いでいる。

# 【参考】中途解約の現状

- 今年9月に実施した小売電気事業者に関するフォローアップ調査によれば、回答者344社のうち60社（17%）の事業者において、中途解約を通知。
- 高圧分野においては5千件以上、低圧分野においては10万件以上の中途解約を実施した事例も発生

【Q3-1】2022年1月から2022年8月までに、貴社から需要家に対して中途解約（貴社事由により、契約期間中に契約関係を解消するものに限る）の通知をしましたか。

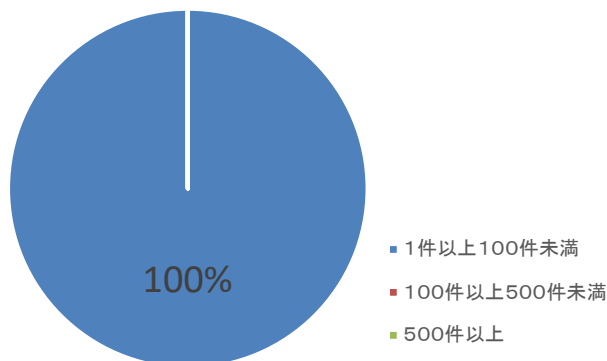


【Q3-2】Q3-1で「した」と回答した方は、2022年1月から2022年8月貴社から需要家に対して中途解約（貴社事由により、契約期間中に契約関係を解消するもの）の通知をした件数（需要場所ごとの件数）についてご回答ください。

【特別高圧】

【回答数】11社

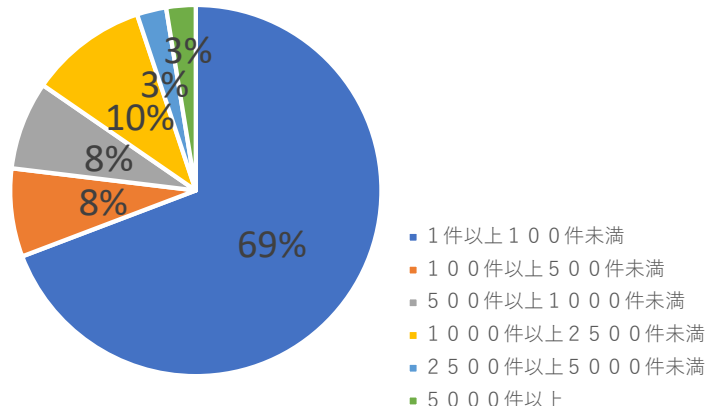
※特別高圧を対象としない事業者を含まない。



【高圧】

【回答数】39社

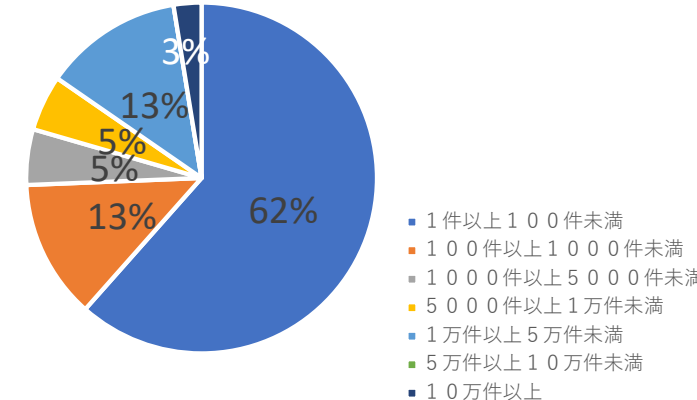
※高圧を対象としない事業者を含まない。



【低圧】

【回答数】39社

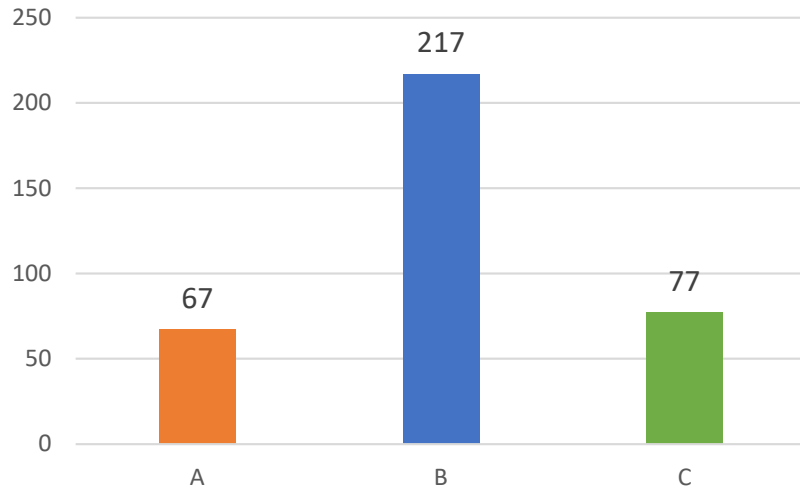
※低圧を対象としない事業者を含まない。



## 7. 経過措置料金（規制料金）について

【Q6-1】経過措置料金（規制料金）についてご回答ください。（複数回答可）

【回答数】344社



### <回答>

- A. 消費者保護のために経過措置料金（規制料金）を継続することが必要である。
- B. 燃料価格の情勢によっては、経過措置料金（規制料金）が自由料金を下回ることとなるため、経過措置の解除基準を改正して、経過措置料金（規制料金）を廃止することが必要である。
- C. その他

### <その他記載内容>

#### 1. 経過措置料金（規制料金）を維持または見直しが必要

- ・経過措置料金が自由料金を下回るとは適正ではないと考えられるため、経過措置料金の見直しが必要である。
- ・自由化された市場が活性化するためには当面の規制が必要であることと考える。
- ・消費者保護は必要であり、規制料金を継続することが望ましい。しかし、自由料金を下回る場合には小売電気事業者（新電力）を支援、救済する措置が必須条件である。
- ・消費者保護のために経過措置料金（規制料金）を継続することが必要であるが自由料金を下回る場合がある為経過措置の解除基準を改正し、双方を保護することが必要。

#### 2. 経過措置料金（規制料金）における燃料調整費について見直しが必要

- ・規制料金は保持されるべきだが、燃料の上限は撤廃すべき。
- ・燃料価格の情勢によっては、経過措置料金（規制料金）が自由料金を下回るようになるため、経過措置料金（規制料金）を改定することが必要である。
- ・経過措置料金（規制料金）は一定期間ごとに燃料価格の情勢を適切に反映したうえで継続すべき。
- ・現状の燃料価格高騰等に対する課題として、規制料金と自由化料金の燃料費調整制度の相違が競争環境を歪めていると考えられることや、受益者負担の市場原理に照らした際には、例えば、燃料費調整制度の上限が廃止されれば、需要家や各事業者においても分かりやすい状況になるものと認識している。
- ・昨今は地政学リスクや為替などの要因によって、経過措置料金策定時に設定された燃料価格の上限と現行の燃料価格に著しい差が生じている。時勢と乖離した経過措置料金の上限価格が自由料金を下回る状況が継続することは自由競争の阻害要因になり得るため、適正化が必要と考える。



## 7. 経過措置料金（規制料金）について

### 【Q6-1】経過措置料金（規制料金）についてご回答ください。（複数回答可）

#### <その他記載内容>

#### 3. 経過措置料金（規制料金）は廃止すべき

- ・規制料金と自由料金が並立することは不適當ではないか。契約期間の縛り等がない限り上限に達した時点で、需要家が上限付きメニューに移動し、価格が落ち着いたら自由料金に戻るとことを繰り返し非生産的かと思う。また、長期間の縛りを設けることは、自由化の趣旨に合うのか疑問である。
- ・規制料金が残存した場合、大手事業者による逆ザヤでの販売となり独禁法上の問題があるのではないと思料する。新電力は上限付きメニューの販売は不可能。
- ・本来の電力システム改革の趣旨である「需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する目的」を前提として、足元の燃料価格高騰で経過措置料金が自由料金を下回り、電力システム改革の目的に逆行するような状況を踏まえると、解除基準を改正し経過措置料金を廃止する方向を目指すべき。また、足元の燃料価格高騰によりあるべき競争環境が担保されていない喫緊の課題を踏まえ、経過措置料金の前段として、燃料費調整制度の上限廃止撤廃を志向してはどうか。

#### 4. その他

- ・基本的にはみなし小売電気事業者と国が決めることと思うが、電力全面自由化にありながら経過措置料金があるのはおかしいと思う。
- ・規制料金の問題というより、燃料費調整制度の在り方を含めて自由競争の在り方や制度設計に関する総合的な見直しが必要。
- ・期限の定めのない、または延々と延長が可能な経過措置や激変緩和は行うべきでない。常時バックアップも趣旨と異なり転売されているなど問題が出ている。
- ・電源を卸してもらえなければ事業継続が出来ないリスクが全小売事業者にある。電源の8割を持つ日一電の小売部門の電気料金が市場連動型であれば納得できるが、そうでなければ日一電の小売部門に有利な内部取引を疑わざるを得ない。
- ・電力・ガスシステム改革の目的に符合するよう原燃料高騰時における需要家保護は、上限のあるメニューや料金高騰リスクに備えることができるメニューを含む様々な選択肢が提供され、需要家自ら料金メニューを選択できることにより実現されることが望ましいと考える。一方、上限を超えたコストは各小売電気事業者の負担となり、当然持続的で安定した供給も需要家保護の観点では重要であると考えため、上限を上回った場合の料金および上限設定の見直しは需要家に十分な説明を行うことにより適正に進められていくべき。
- ・経過措置料金の趣旨に鑑み、これまでの整理通り競争状況によって解除判断を行うべき。一方で、調整上限により他社が対応困難な廉売状態となっていることを踏まえ、自由料金との逆転現象の解消による健全な競争環境を担保するために、経過措置料金の調整上限については、必ずしも値下げ届出を要しない等の機動的な見直しを認めるべき。

## (参考) 論点④：その他の小売電気事業者に対する規律の強化①

- 前回（11/8）の本小委員会において、監視等委員会から、同委員会において検討している、登録審査やモニタリング等の強化について情報共有をいただいたとき、その内容について、今後、具体的に制度化されることが望まれる。

### ＜電力・ガス取引監視等委員会における検討内容の概要＞

	主な検討内容
事業開始時	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小売登録審査では、短期のみならず、<u>中期的な事業継続性</u>についても、申請者に説明を求める。具体的には、<u>資金見通しを含めた「事業計画」の提出</u>を求め、当該計画の作成プロセスを通じ、<u>市場リスク等の分析やリスク管理体制の構築等を促す</u>。</li> </ul>
事業開始後	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者が、事業運営の状況についてセルフチェックするきっかけとするため、「<u>資金の概況</u>」や「<u>リスク管理体制の運用状況</u>」を国に報告する。</li> <li>● 上記報告を通じた<u>セルフチェックの実効性を高めるため、国がモニタリングを行う</u>。</li> </ul>
事業撤退時	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小売電気事業者が事業撤退する場合には、<u>需要家の契約切替えに要する期間を確保するための十分な周知期間の設定</u>を行う。</li> <li>● <u>インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する約款改定</u>を行う。</li> </ul>

出所：第55回 電力・ガス基本政策小委（2022年11月8日）資料3-3より作成

## 論点①：需要家への情報提供の充実化について

- 国際的な燃料価格の高騰や、それを受けた卸電力取引市場価格の高騰などにより、小売電気事業・供給契約そのものや、料金水準の変動のリスクが顕在化してきている。その中で、市場価格変動を反映する料金メニューの増加等の料金メニューの多様化も進みつつあり、どの事業者からどういうメニューで電気の供給を受けるかについて、リスクやメリット・デメリット、事業者・商品の特性などが十分に需要家に理解されるよう、情報提供を充実することはますます重要となっている。
- 検討の視点としては、例えば、
  - ① 需要家が、契約前に料金メニュー等のリスクについて説明を受けられること
  - ② 小売電気事業者の経営の状況について開示されること
  - ③ 需要家が小売電気事業者の情報について容易に比較できることが考えられるか。
- 需要家が、リスクを認識しつつ、適切に契約先となる小売電気事業者を選択するためには、どのような情報内容が考えられるか（次ページも参照）。
- また、情報提供の方法として、①事前説明の項目とすること、②ウェブサイトで情報を掲載すること、の大きく2つの方法が考えられるが、どの情報をより重視して①の対象とするか、改めて整理が必要ではないか。

## 小売供給契約締結前の説明義務や書面交付義務の現状について

- 小売電気事業者は、電気事業法に基づき、小売供給契約を締結しようとするときは、需要家に対して料金その他の供給条件について説明しなければならず、その説明のときには説明内容を記載した書面を交付しなければならないこととされている※1 ※2。
- この説明義務は、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する必要があることから、小売電気事業者に対して課すこととされたものである。

※1 媒介事業者、取次事業者、代理事業者、登録特定送配電事業者等に対しても同様の説明義務が課されている。

※2 需要家の承諾を得ていれば、インターネットを通じた提供も可能である。

### ＜現行の事前説明事項、書面記載事項＞

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 小売電気事業者等の名称      | 11. 託送供給等約款上の需要家の責任                     |
| 2. 連絡先、苦情問合せ窓口等     | ※12. 契約期間                               |
| 3. 申し込み方法           | 13. 需要家側からの解除等の連絡先、方法、<br>※期間制限、違約金、条件等 |
| 4. 供給開始予定日          | 14. 小売電気事業者側からの解除（料金滞納等）、変更             |
| 5. 契約プラン、料金単価       | ※15. （メニュー特性がある場合）電源の種類及び根拠             |
| ※6. 工事費等需要家の負担する費用  | ※16. 需要家の電気の使用等の制限内容                    |
| ※7. 契約電力、電流容量等の算定方法 | ※17. その他重要な供給条件                         |
| 8. 供給電圧、周波数         |   |
| 9. 計量方法、料金調定方法      |   |
| 10. 料金等の支払い方法       |   |

※は、該当するものがある場合にのみ事前説明の義務が課されている事項。

- 料金の変動性・安定性や需要家が負うリスクについては、現行制度上、料金の算定方法についても説明することが必要※<sub>1</sub>であるが、次のような説明を加えるべきか。他に考えられるものはあるか。
  - ✓ 市場価格や燃料価格の変動により料金変動するリスクがあることの説明
  - ✓ どのような場合にどのような変動をするかを市場価格や燃料価格の変動の例示を用いて説明
  - ✓ 変動の前提としている背景（例 市場依存度）について説明
- 小売供給事業の安定性については、現在は、特段の説明を求めているが、次のような説明を加えるべきか。他に考えられるものはあるか。
  - ✓ 市場価格等のリスクを低減するための取組
  - ✓ 需給管理者やインバランス料金の負担者
- 需要家にとってのわかりやすさの観点からは、次のような要素が必要ではないか。
  - ✓ 需要家の知識、経験や電力の使用状況に応じてわかりやすい丁寧な説明
  - ✓ 図表、グラフ、概念図などを用いて、需要家の理解しやすい情報
  - ✓ 事前交付書面は一定程度の大きさのフォントを活用することや、重要事項についてはさらに大きなフォントを用いたり、枠囲いをするなど、認知性向上の工夫

※1 現在、電力の小売営業に関する指針において、需要家にとって燃料費調整等の仕組みや料金変動のリスクが分かりやすい料金メニューとすること等が望ましい行為として整理されている。

※2 他法令においては、知識や経験に応じた説明義務、一定程度の大きさのフォントや枠囲いをした書面の交付義務、契約書面の内容についての基準の設定によりサービスの利用者の保護を図っている事例がある。



# 前回の本委員会（1/25）における委員等の御意見①

（石井委員）

- ・需要家への情報提供の充実化の部分について、需要家特に中小企業は大変厳しい経営環境にある。物価高、賃上げ圧力、かなり直撃をしている状況。エネルギーコストにもかなり敏感になっている。こうした需要家に対して、料金メニューをはじめ重要事項について必要な情報をメリハリをもって示すことがやはり重要だと思っている。需要家が、納得して選択できる情報開示が不可欠だと思っている。今回、資料で指摘された課題、方向性はそのとおりだと思っている。ぜひ、その方向で検討を進めていただきたい。
- ・説明すべき項目については、例えば、今までの電気料金の変動の推移について要因、料金の内訳とあわせて説明をいただくと、需要家も料金変動のメカニズムとかの理解が深まると思うので、是非、その点はお願いしたい。

（武田委員）

- ・料金メニューの多様化進んでいく、市場連動型のメニューは明らかに増加する、ということになると思う。料金メニューのリスク、メリットについて、需要家が適切な説明を受けられるということがこれまで以上に重要だと考えている。この点に関し、今回、事務局に御説明いただいた、事務局資料の説明の方向性については違和感がないところ。
- ・需要家が、各料金メニューの特色を十分に意識した上で納得感をもった説得になるように、詳細の検討をさらに深めていただきたい。
- ・説明内容を記載した書面の交付については、昨今のDX化もふまえてぜひ電子化を行ってわかりやすい資料、書面というのを心がけていただきたい。

（岩船委員）

- ・小売事業者による説明義務の問題に関して様々な検討がされているが、あまり項目が多いと逆に伝わらないということを非常に懸念。
- ・市場価格に連動してリスクがあるとか、燃調のリスクもこの先どこまで上がるのか、下がるかもしれないが、変動のリスクについてはこれまでの各社の実績に基づいて説明することが必要。
- ・その会社がどういうリスクの取り方をしているのか、長々と説明をしても、なかなか理解できる人は少ないのではないかと思う。もちろん、関心がある人が自分で調べられるようなことはあっても良いかもしれない。
- ・一番重要な変動のリスク、値上がりするリスクがあることをきちんと説明することに絞った方が良いのではないか。

（秋元委員）

- ・リスクを伝えるということは大変重要でこれ自体は賛成だが、小売供給事業の安定性を伝えるということは非常に難しく、需給管理者やインバランス料金の負担者と書いてあるが、おそらくこれは親BGの傘下において親BGがインバランスリスクを負っているということをおっしゃっていると想像するが、そういうことを普通の需要家に伝えることは相当難しく、簡単に伝える手法がなかなか思いつかない。そういうことまで含めて伝えようとしてもほぼ無理だと思うので、そこまでここで規定するかどうか、というのは疑問。
- ・金融商品の場合、金融商品を買う人に対して金融のリスクを伝えるというのはあると思うが、電気なので、全ての人が使っているという中でどのあたりまで伝えるのか、ということはいくよくよく考える必要。

# 前回の本委員会（1/25）における委員等の御意見②

第59回 電力・ガス基本政策小委  
(2023年3月1日) 資料5

(四元委員)

- ・小売電気事業者の説明義務の話、基本的に、事務局の示していただいた方向性に賛成する。トラブル防止の意義というのはそのとおりだと思うが、ともすると事業者側のリスク回避にいきがちで、国に言われたことを言われたとおりにやっていたら後から何か入れても大丈夫であろうと、金融商品取引の例を見てもそう思う。この場で、最小限、何を提供したらいいのかきちんと決めておくことは大事だが、需要家にとって、どうわかりやすく伝えるか、そこは各社も自由化なので知恵を絞って工夫をしていただきたい。
- ・その上で、11ページ目の説明項目、**料金の変動リスクの点が圧倒的に重要なので、是非、メリハリをつけた説明義務を検討することが大事。**

(村松委員)

- ・今回、方向性として、需要家の理解度に合わせた説明内容と項目をお示しいただいた。重要性という観点からは、**変動メニューのリスクについてはしかるべきですし、わかりやすさというのは追求していただきたい。**
- ・**小売供給の安定性の確保というのは、専門家であってもなかなかわかりにくい項目**だと思う。需要家の方々が形式的に説明を受けても、丁寧に説明されても理解が進まない項目について、説明してあとは自己責任で、トラブルがあってもあとは需要家の責任というスタンスは決して認められないと思う。むしろ、こういったものに関しては、一定程度の取り組み姿勢をお示しすることを否定するものではないが、需要家の方々にとってわかりにくいだらうという前提の下で、問題行動のある事業者を国の側でモニタリングをする、指導するという形で需要家保護に資する方が健全な環境ではないかと考えている。

(大橋委員)

- ・小売事業者に対して説明義務を課すというのは良いことで、**小売事業者に対する意識付けを与えるという意味でも重要。**
- ・ただ、一回やりはじめるとこれをどう説明するのか次の段階としてすごく重要。今、これは紙ベースでやる印象なのか、あるいは、オンラインでも構わないが、十分な説明になっているのか次段階として考えなければならない論点。例えば、**不動産の重要事項説明とか、ずいぶんそうしたことを議論していると思うが、そうしたことも将来議論すべきもの。**



# 前回の本委員会（1/25）における委員等の御意見③

第59回 電力・ガス基本政策小委  
(2023年3月1日) 資料5

(大石委員)

- ・p11.論点①：需要家への情報提供の充実化について、需要家が、契約前に料金メニュー等のリスクについて説明を受けられること②小売電気事業者の経営の状況についての開示③需要家が小売電気事業者の情報について容易に比較できることについて、需要家保護のため、早急に進めていただければと考えます。
- ・P13～14：事前の説明において、重要事項については、需要家がしっかり認識するための努力が必要と考えます。例えば、**①文字のポイントを大きくする、②太字にする、③マーカーをひく④カラーが使える場合には、赤字、赤枠、で目立つように記載することを求めます。**特に、**市場価格連動料金メニューについては、リスクも含め、需要家に料金のしくみを説明し、理解したうえで契約したことがわかるよう、チェックやサインを入れる（形骸化しないような対策は必要）など、需要家保護のためにガイドラインに記載することを求めます。**
- ・**需要家（契約者）は多様であり、高齢者で目や耳が不自由な場合はより丁寧な対応が求められますし、また、成年年齢の引き下げで18歳であっても契約を結べるようになったこともあり、消費者の情報提供については、引き続き丁寧に行っていくことを求めます。**

(澤田委員)

- ・小売電気事業者の説明の在り方だが、営業の方が勧誘するということと、リスクを説明し過ぎるとうまく勧誘できない、というトレードオフをイメージされながら、例えば、訪問、電話等で勧誘されているケースが結構あると思う。
- ・ここは説明のスタンス、説明の在り方も重要だが、説明のスタンスをもう1回、きちっともった方が良いと思う。すなわち、今の世の中においてはリスクをきちっとわかりやすく説明してあげることこそ、この事業者にしようという、ある意味、勧誘として上手くいく方向だと思う。**トレードオフではないということ、説明者にきちっと教育をして、どうするというを徹底するとともに、問題があった場合の相談窓口を整備するということも含めて、この説明などの在り方を今一度考えた方が良い。**

- 電気事業法における説明義務等に加えて、需要家の利益保護や需要家が適切な選択を行える環境を整える観点から、「電力の小売営業に関する指針（小売GL）」において、
  - ①一般的な情報提供としての「望ましい行為」と「問題となる行為」
  - ②電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法について「望ましい行為」と「問題となる行為」について定めている。

## 一般的な情報提供

### 望ましい行為

- ①標準メニューの公表
- ②平均的な月額料金例の公表
- ③価格比較サイト等における小売電気事業者等以外の者による需要家の誤解を招く情報提供の訂正の例
- ④電気料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記
- ⑤託送料金相当額及び電気料金に公益性の観点から含まれている負担金額の請求書等への内訳明記
- ⑥業務改善命令を受けた事実の公表
- ⑦市場連動型メニューにより小売供給を行う際の実施
- ⑧燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の実施
- ⑨調整上限を設けた燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の実施

### 問題となる行為

- ①料金請求の根拠を示さないこと
- ②需要家の誤解を招く情報提供

## 望ましい行為

- ①電源構成及び非化石証書の使用状況の開示
- ②開示対象の情報の算定の期間
- ③インバランス供給を受けた電気を過去の電源構成の実績値に仕分ける方法
- ④間接オークションを踏まえた算定方法
- ⑤電源特定メニューや再エネメニュー等を提供する場合の電源構成及び非化石証書の使用状況の算定方法（当該特定メニュー分の控除）

## 問題となる行為

- ①非化石証書を使用せずに環境価値を訴求すること
- ②非化石証書を使用したことをもって電源構成等に関して誤解を招く表示をすること
- ③電源構成によって、需要家が供給を受ける電気の質自体が変わると誤認されるような表示を行うこと。
- ④開示している電源構成等の情報が、特定の算定期間における実績又は計画であることを明示しないこと
- ⑤電源構成等の情報について、割合等の算定の明確な根拠なく、又は、割合等の数値及びその算定の具体的根拠を示さずに、情報の開示を行うこと。
- ⑥電源の区分けについて、需要家の混乱や誤認を招く方法で開示すること。
- ⑦電源構成に関する情報が利用可能な電気の卸売（常時バックアップを含む。）を受けている際に、その情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行うこと。
- ⑧「日本卸電力取引所から調達した電気」に区分される電気について、どのような電気が含まれ得るのか明示しないこと。また、日本卸電力取引所から調達した電気の二酸化炭素排出係数について、取引所で約定された事業者の事業者別の基礎排出係数を約定した電力量に応じて加重平均することにより算定する方法以外の方法で算定すること。
- ⑨小売電気事業者が発電・調達した特定の電源種の電力量及び特定の地域の発電所で発電した電力量について、他の小売電気事業者に転売・譲渡等をしているにもかかわらず、自己の需要家向けの販売電力量に算入する、又は電源特定メニューなどで特定の需要家向けに用いることとしているにもかかわらず、他のメニューを契約している需要家向けの販売電力量に算入するなど、電力量の「二重計上」を行うこと。
- ⑩例えば昼間に発電・調達した電気を夜間に供給する電気とみなすなど、異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する取扱いを行った上で電源構成等の算定を行うこと
- ⑪特定メニューを提供する小売電気事業者が、電源構成の開示に際して当該特定メニューの販売電力量や非化石証書使用量を控除しない場合に、当該特定メニューでの販売電力量が含まれることを明示しないこと。

- 料金の変動性については、個々の契約を締結しようとする段階において需要家に対して説明を行うこととすることで、例えば、市場価格に完全に連動する料金メニューについては、需要家が市場価格の変動に伴う料金の変動リスクについて理解した上で契約を締結することができるとともに、小売事業者にとっては電源調達の価格変動リスクを料金に転嫁できることとなる。
- 他方、多くの料金メニューがこのように電源調達の価格変動リスクの全てを需要家に対して転嫁しているものではなく、小売事業者において、燃料費調整の仕組みなどを活用して毎月料金を変動させながらも、電源調達の価格変動リスクを一定程度負うことで、一定の安定性のある料金メニューを提供しながら競争している。
- このため、料金の変動性について説明することに加えて、需要家にとって、契約している（一定の安定性のある）料金メニューがどの程度維持可能かの予見性を知る手がかりとなる情報も、選択を行う上では重要性を有するのではないか。
- 具体的には、例えば、
  - (1) 電源構成（卸電力取引所からの調達比率を含む。）
  - (2) 価格変動がある電源調達のコスト変動への対応方針・取組（定性的な内容）
  - (2-2) 対応方針や取組について、さらに深めて定量的に整理した情報（リスクヘッジ割合等）が考えられるか。
- 加えて、電源調達・需給管理を自社で行うか/他社に委ねるかという点はエネルギー供給事業者としての有り様が大きく異なる。また、連帯責任から破産等に至る事例も発生していることから、BGに関する情報（電源調達・需給管理の体制等）の提供についても、比較情報としては、一定の重要性を有するのではないか。

## 論点②：追加する項目の位置づけや開示の方法

- 今回、情報提供・開示の対象に加えることを検討する項目については、次のような位置づけが考えられるが、どのような位置づけが適切と考えられるか。
  - ① 説明義務の一項目として位置づける
  - ② 情報提供・開示することを望ましい行為として位置づける
  - ③ 比較情報としてあると有益なものと位置づける

※別途、問題となる開示の事例を例示することは併せて必要か。
- 特に②については、需要家への情報提供・開示の方法として、ウェブサイトへの掲載や請求書への記載等が考えられる。DXの観点や、情報量と紙幅制約、需要家の利便性からも、紙で提供する書面でもQRコードでのリンク等の適切な紐付けが行われていれば、基本的にはウェブサイトでの情報提供とすることで良いのではないか。

(参考) 情報提供の内容と掲載場所

項目	小売GLにおける情報提供・開示の方法
電気計器及び工事に関する費用	請求書、領収書等
託送料金相当額、公益性の観点から託送料金又は賦課金により回収するもの	請求書、領収書等
燃料費調整等の仕組みやそれによる 料金変動のリスク、燃料費調整の調整上限の算定方法等	ホームページ等
電源構成、非化石証書の使用状況、二酸化炭素排出係数	ホームページやパンフレット、チラシ等

1. 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備
2. 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の  
選択肢と安定性の確保
3. **大手電力における不祥事案に係る課題と資源  
エネルギー庁の対応について**



# 大手電力における不祥事案に係る課題と対応の概要

- 昨年末以降、大手電力会社における情報漏洩・不正閲覧事案が発覚。一連の事案は、一般送配電事業における中立性・信頼性に疑念を与える重大な事案であり、極めて遺憾。
- 早急に中立性・信頼性を確保すべく、2/10に各一般送配電事業者に対して、事案を踏まえた対応の検討について緊急指示を実施。各社から対応状況について3/17に報告が提出がなされた。
- 各社が現在検討している取組内容を踏まえつつ、①送配電の情報管理の適正化はどのようにあるべきか、②実効性確保のためのメカニズムはどのようにあるべきか、といった観点から、各社に求める取組や、制度的な対応につき、虚心坦懐に議論を実施していく。
- また、カルテル事案も含めた一連の不祥事案については、小売事業者間の競争環境にも関わるものであることから、今後、小売電気事業者の競争促進の観点についても、議論を進めていく。



# 経済産業省におけるこれまでの対応①

## (1) 送配電システム閲覧事案

- 12/27 電力・ガス取引監視等委員会から、関西電力・関西電力送配電に対する報告徴収
- 1/13 電力・ガス取引監視等委員会から、一般送配電事業者、旧一電小売電気事業者に対する、情報管理体制等の緊急点検の指示  
電力・ガス取引監視等委員会において、事業者からの情報漏洩事案の報告を受け、報告徴収・立入検査等
- 2/10 経済産業省から、情報漏えい等の不適切事案を踏まえ、各一般送配電事業者に対し、事業の中立性・信頼性を確保するため、所要の措置をとるよう緊急指示
- 3/31 電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に対し、関西電力送配電、関西電力、九州電力送配電、九州電力、中国電力NWへの業務改善命令を勧告
- 4/3 経済産業省から関西電力送配電、関西電力、九州電力送配電、九州電力、中国電力NWに対し、業務改善命令に係る弁明の機会の付与の通知
- 4/3 経済産業省において、関西電力、関西電力送配電、中国電力NW、九州電力、九州電力送配電に対する補助金交付等停止措置及び指名停止等措置を実施
- 4/17 経済産業省から、関西電力、関西電力送配電、中国電力NW、九州電力、九州電力送配電に対する業務改善命令を実施。電力・ガス取引監視等委員会から、他の事業者に対し業務改善勧告・指導を実施。

## (2) 再エネ特措法関係事案

- 2/10,14, 経済産業省から、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者に対して、再エネ特措法に係る情報  
2/16,3/6 管理に関して、再エネ特措法に基づく報告徴収
- 3/15 電力・ガス取引監視等委員会に対して意見聴取を実施
- 4/17 経済産業省から、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者に対して指導を実施。

# 経済産業省におけるこれまでの対応②

## (3) 関西電力における法令等遵守

- 1/16 経済産業省から関西電力に対して、法令等遵守体制の整備状況、本事案が発生した原因及びそれを踏まえた改善策や、法令等遵守の観点から懸念がある他の事案について報告徴収
- 2/21 経済産業省から関西電力に対し、法令等遵守体制や適正な競争環境の確保等の観点から、これらの取組の強化等の緊急指示

## (4) カルテル事案

- 3/30 経済産業省から関西電力、中部電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジーに対し、小売電気事業の健全性確保の観点から、法令等遵守のための指示  
電力・ガス取引監視等委員会から関西電力、中部電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジーに対して報告徴収
- 4/3 経済産業省において、関西電力、中部電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジーに対する補助金交付等停止措置及び指名停止等措置を実施

# 一般送配電事業者各社への緊急指示と報告内容

- 今般発覚した一連の事案は、**一般送配電事業における中立性・信頼性に疑念を与える重大な事案であり、極めて遺憾**。早急に中立性・信頼性を確保すべく、資源エネルギー庁は、2月10日に、各一般送配電事業者に対して、**事案を踏まえた対応の検討について緊急指示を実施**。
- 3月17日に、その時点での各社における対応の方向性について、報告を受けたところ。

各一般送配電事業者に対して一般送配電事業における中立性・信頼性確保のための対応について緊急指示を行いました（2023年2月10日）

## 1. 概要

今般、一般送配電事業者が管理する託送システムにおいて新電力の顧客情報が特定関係事業者から閲覧可能な状態に置かれていた事案や、一般送配電事業者の保有情報の不適切取扱い事案といった、電力システムにおける不可欠な基盤である一般送配電事業の中立性に懸念を生じさせる事案が発生しました。こうした中において、一般送配電事業者の中立性を確保し、信頼性を確保するためには、法令等遵守の確実性を高めるための新たな対応が必要であり、一般送配電事業の健全性確保の観点から、各一般送配電事業者に対して以下のとおり指示を行いました。

## 2. 指示内容

- (1) 一般送配電事業の中立性・信頼性の前提となる法令等遵守に万全を期すため、情報システムのアクセスログの定期的な解析等の必要な取組を実行すること。
- (2) 法令等遵守の確実性に関する複層的、定期的な検証や実行組織・体制の整備等、法令等遵守の確実化のための組織・体制、仕組みの整備をすること。

## 3. 今後について

上記2. について、本年3月17日（金曜日）にそれまでの進捗状況を報告すること及び、その後も、資源エネルギー庁電力・ガス事業部によるフォローアップに対応することを求めました。また、2. (2) で整備する組織・体制、仕組みを高度化するため、外部専門家によるチェック体制の構築を含め更なる取組を継続することを併せて求めました。

# 一般送配電事業者各社からの報告内容①：システム関係

- 各一般送配電事業者からは以下の取組方針について報告があったが、**具体的な取組の強度・深度やスケジュール感について、幅が存在。**
- 今後、厳格かつ実効的と考えられる取組内容については、**他社においても、その実施の検討を求めていくべきか。**

主な取組	取組の詳細
物理分離の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分離の時期の前倒しや速やかな実施の検討</li> </ul>
アクセスログの定期的確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各社において今後実施予定</li> <li>※ 1 頻度：年1・2回～常時監視の幅</li> <li>※ 2 対象：サンプル調査／全数調査の幅</li> </ul>
アクセス権の適切設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アクセス権限の付与状況の定期的な確認</li> <li>※ 3 頻度：四半期ごと～システム改修時の幅</li> </ul>
端末管理の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 端末管理ルールの設定、確認</li> <li>● 端末設置場所の適正性の定期的な確認</li> </ul>
人的アクセスの制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 物理的隔離や入退室状況の定期確認、項目明確化</li> <li>● 生体認証等も活用した複合認証の導入</li> </ul>
ID・パスワード確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期的な変更を行う仕組みの導入</li> <li>● 生体認証等も活用した複合認証の導入</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報遮断対象の明確化、状況の定期的な確認</li> <li>● 災害時対応の応援のあり方見直し（端末・ログイン用IDカード回収の徹底等）</li> </ul>



## <論点 1> 送配電の情報管理の適正化はどのようになされるべきか

- 情報管理の適正化の観点から言えば、今般の事案は、**①情報システム設計・管理の不備**、**②情報アクセスの監視不備**、**③送配電の情報の中立的活用の不備**に起因するものと考えられる。
- 各社からは、基本的には、こうした問題意識に基づく対応案が報告されていると考えられるが、原因やそれに基づく対応項目として、過不足はないか。

### 原因

- ① **情報システム設計・管理の不備**
  - ✓ 情報システムの一体利用による漏洩
  - ✓ 端末調達・管理の不備による漏洩
  - ✓ I D / P W の不正利用
- ② **情報アクセスの監視不備**
  - ✓ アクセスログの確認がなされず
- ③ **送配電の情報の中立的活用の不備**
  - ✓ 災害時、グループ内社員しか活用しない前提
  - ✓ 送配・小売間の情報流用への管理の甘さ

### 取り得る対応項目

- ✓ 情報システムの物理的分離
- ✓ 端末調達・管理区分の改善
- ✓ アクセス制限の管理強化
- ✓ アクセスログの確認徹底
- ✓ 災害時等、新電力とのイコールフットイングな情報利用を可能とする取組
- ✓ 情報アクセス・ノウハウのグループ内不正利用を防止する更なる取組

# 一般送配電事業者各社からの報告内容②：内部ガバナンス関係

- 各一般送配電事業者からは以下の取組方針について報告があったが、**具体的な取組の強度・深度やスケジュール感について、幅が存在。**
- 今後、厳格かつ実効的と考えられる取組内容については、**他社においても、その実施のを検討を求めていくべきか。**

主な取組		取組の詳細
三線管理体制の強化	第1線	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員の意識、行動改革</li> <li>行為規制遵守・管理責任者等の設置及び役割や責任の明確化</li> <li>行為規制に係る品質管理担当箇所の新設</li> </ul>
	第2線	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンス推進機能の強化</li> <li>行為規制専任組織の設置</li> <li>行為規制特化型の会議体の新設等の組織的強化</li> </ul>
	第3線	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査機能を体制・権能の面で強化</li> <li>監査担当が定常的な監査を実施</li> </ul>
懲戒事由の明確化等		<ul style="list-style-type: none"> <li>行為規制に係る事項の明確化や既存の規程の周知</li> <li>人事異動時の誓約書の提出</li> </ul>
外部人材を活用したチェック体制の構築		<ul style="list-style-type: none"> <li>外部人材（弁護士等）を入れた会議体を新設し取締役会や第2線、第3線と連携</li> <li>外部組織によるシステム監査の検討</li> </ul>
教育・研修等		<ul style="list-style-type: none"> <li>各部門の業務内容に応じた個別研修（個別ディスカッションを含む）</li> <li>転入・転出時の行為規制教育の実施・強化</li> </ul>
委託先への監督強化		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託時の行為規制チェックのルール化</li> <li>委託先に対する行為規制教育の実施</li> </ul>
通報・相談窓口		<ul style="list-style-type: none"> <li>行為規制への抵触・違反行為に関する相談・外部通報窓口の設置・周知</li> </ul>

## <論点2> 実効性確保のためのメカニズムはどのようにあるべきか

- 実効性確保のためのメカニズムの観点から言えば、今般の事案は、**①内部ガバナンスの不備**、**②外部からの視点・規律の欠如**に起因するものと考えられる。
- 各社からは、基本的には、こうした問題意識に基づく対応案が報告されていると考えられるが、原因やそれに基づく対応項目として、過不足はないか。特に②の観点から、どのようなものが考えられるか。

### 原因

#### ① 内部ガバナンスの不備

- ✓ 実務に紐付いた行為規制の理解不足
- ✓ 複層的なガバナンス体制の欠如

#### ② 外部からの視点・規律の欠如

- ✓ 社内取組だけでは信頼性が不足
- ✓ 各社取組を横比較できる枠組みが不足
- ✓ 中立性確保のための規律の在り方
- ✓ 監視の在り方

### 取り得る対応項目

- ✓ 実効的なスリーラインディフェンスの構築
- ✓ 行為規制に係る研修・教育の改善
- ✓ 外部人材・組織による監視・評価
- ✓ 規律・監視の在り方の検討



# 今後の検討について

- 一般送配電事業者における取組については、**各社が今回報告を行ったものに留まらず、他社の取組なども踏まえて、より高い水準に引き上げつつ、実施スケジュール面もより明確化、迅速化を求めていくべき**ではないか。
- その上で、今般の対応策を、**一過性のものではなく、持続的かつ改良を続けるものとして担保するメカニズムについて、どのように考えればよいか**。例えば、以下3つの手法が考えられるが、どのような規律を選択・組み合わせることが合理的か。
  - ① **ガイドライン的なものによる個社規律**
  - ② **業界横断的な基準・認証による規律**
  - ③ **法律・省令改正による強制**
- また、一連の事案は、小売事業者間の競争環境にも関わるものであり、**特定関係事業者（小売）との関係や小売の競争促進の観点についても、次回以降、議論を深めること**としたい。
- なお、3月27日に開催された電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合や、同日に開催された総合資源エネルギー調査会の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会においても、再発防止に向けた考え方が示されたところであり、かかる議論も踏まえながら、引き続き議論をいただくこととしたい。

## 【参考】前回の小委（3/1）における委員からのご指摘①

### ●牛窪委員：

・金融機関でもお客様の情報管理は非常に重要。業務遂行上必要な場合に限り、お客様の同意を得た上で情報の授受をするような管理をしている。システムやルールによる情報遮断の措置は当然のことながら、その後のモニタリングや研修制度等により、組織や個人レベルでの意識の定着を図っていかないと根付かない。電力業界においてどこまで厳格な措置を講じるべきかについては電力業界の特性を考慮すべきものと理解。

・災害時に必要な情報の授受があるのは公共性の高い電力業界の特徴であるため、災害時の円滑な対応を阻害することがないように留意して進める必要がある。

### ●大石委員：

・電気料金の値上げ申請がある中で、消費者としては電力業界に対して不信感がある。災害時における情報の必要性和今回起きている事象は別と捉えている。そもそも自由化の目的であった公平な競争によって得られる便益が消費者は得られなくなっている。情報が見えてしまうこと自体が間違いといった社員教育が発送電分離の時に行われていなかったのか、不信感を持っている。

### ●村松委員：

・各社が自社の取組として本事案の原因調査をして、改善策の設計を行うことが必須。その際に事務局が整理した課題や論点を参考にすべきだが、形式的にこれらの項目に対応したから良いというわけではない。その後、エネ庁や監視委からフォローアップがされるとのことだが、各社がどのようなタイミングで原因調査を行い、改善策の対応を行うのか、時間軸を示していただきたい。

・情報の活用と競争確保については制度全体の設計の話と理解。審議会で今一度しっかりと議論した上でデザインを検討すべき。各社の体制強化と制度設計については別々に進めても手戻りが起きることはないとする。

### ●澤田委員：

・悪用したかどうかに関わらず企業としてはあってはならない問題。経営陣だけではなく社員全員で本件の重さを共有してほしい。今後起こらないような仕組みだけではなく、今後起こさないような意識改革が重要。仕組みに関しては法的分離から所有権分離に思い切って進めた方が、情報の分離はしやすいのではないか。規制の強化と罰則、監視委員会の立て直しもした方がいいのではないか。現在、詳細の解明を行っているところだが、あまり時間をかけずにスピード感を持って取り組んでいただきたい。

### ●岩船委員：

・顧客獲得活動ではなく、顧客対応上閲覧してしまった事案については顧客の利便性の問題もある。NW側の情報を旧一電だけでなく新電力も含めた小売事業者側に一定程度共有し、新電力もある程度情報にアクセスしやすくすることで、顧客の利便性も下がらず、イコールフットィングができる可能性もあるのではないか。旧一電の持つアクセス権を一定程度新電力にも与える仕組みを検討してはどうか。新電力の顧客対応についても併せてヒアリングしてはどうか。

## 【参考】前回の小委（3/1）における委員からのご指摘②

### ●松村委員：

・災害対応について消費者に誤認を与えないように丁寧に説明する必要がある。災害対応に必要な情報を予め特定しておき、緊急時のみアクセスできるようにする、災害時であったとしても災害に関係ない情報はマスキングされるよう平時から準備しておく、災害対応終了後にずさんな対応にならないよう、予め備えておくといったことが重要。

・情報の活用について、旧一電のアクセス権を制限し新電力と揃えることでイコールフットィングを達成することもありえるが、情報の種類によっては逆に新電力にアクセスしやすくすることでイコールフットィングを図るということもあり得ると思うため、十分に考えていただきたい。どこまで秘匿情報なのか改めて精査し、アクセスを容易にする場合はログを取ることで、目的外利用が疑われる場合は直ちに調べられるような体制を整えることでイコールフットィングを回復する方法もある。

・所有権分離は、とても大事な選択肢の一つ。ただ、今回の事案に対して所有権分離が良いかはわからない。一体会社であるため誘因があるのは間違いないが、本事案は、送配電部門がわざと漏らしたというよりは、過失やずさんさにより漏洩してしまったという側面があり、所有権分離があろうとなかろうと起こりえたと思う。本事案に対応するために所有権分離を行うのは少し距離があるような気がする。事務局が提案する対応案を着実に進め、特に小売部門の罰則の強化を整備していく必要がある。

・人事交流について、グループ内での人事異動が安直に行われていないか。システム改革の議論の際には、職業選択の自由との関係もあり、法規制にはしなかったわけだが、優位性を不当に使わないということを念頭に置いていたはず。特権的な地位にあることを認識せずに、人事交流を安易に行っていなかったかという疑いがあるということを認識し、反省項目の一つとして考えていただきたい。

・過失だとしてもこれが繰り返されるとすると、過失とは言えなくなる。そうすると、所有権分離という議論を惹起する。どうすれば過失の確率を減らすことができるか、事業者自身もよくよく考えていただきたい。

### ●山内委員長：

・時間軸の件は頭に入れて対応いただきたい。本事案への対処も重要だが、それだけではなく企業の風土やコンプライアンスの在り方といった構造的な問題についても検討されるべき。議論の俎上に載せてもらいたい。

### ●四元委員（当日欠席・資料配付）：

・実際に起きた事案は、かなり多種多様のものであり、まずは事実関係の確認が重要。具体的には、どのような情報が閲覧可能だったのか、なぜ閲覧可能だったのか、閲覧した情報をどう取り扱ったのか、組織として事態をどう把握したのか等について、正しく理解したい。

・そうした事実関係を踏まえて、何が問題でどういう措置を講ずるべきかを考える必要。「資料4」で抽出されている課題・論点については、現時点のものとして、異存ない。

## 【参考】電ガ小委（3/29）における委員からのご指摘①

### ●村松委員：

・前提として理解すべきこととして、これをやれば今後一切問題は発生しないといった100点満点の取組はない。したがって、リスクベースアプローチとあって、こういった取組によって不祥事が起きるリスクがどれくらい低減されるかということをまずは評価していく。その結果、残余リスクが受け入れ可能なものなのか、リスクがあったとしても速やかに発見して措置が取られるのであればある程度受け入れ可能ということになる。こういった評価について、一回デザインして取り入れたら終わりではなく、継続的な見直しが必要。それを前提とした上で取組体制を見ていく必要がある。

・自社のリスク経営において他社での取組が自社で適応可能か、リスク軽減に繋がるのか検討すべき。

・情報管理については直接的な止血策が上げられているが、一方で根本原因となる点、例えば、ITガバナンスやITリスクマネジメントといった観点も考えていく必要がある。前回は申し上げたが、時間軸について、足下ですぐ取り組むべきことと、中長期で取り組むべきことがあるが、本件は中長期で取り組むべきこと。

・システム監査について、外部専門家を取り入れて対応を検討している事業者もいたが、システム監査は非常に重要。これまでも内部監査部門で取り組んでいたかもしれないが、必ずしも専門性が十分ではなかったと思う。こういったところこそ外部専門家のサポートを受け入れて、社内に十分な知識が蓄積できるようにしていくことが必要。

・実効性確保のところでは気になったのは、取り組むべき主体は誰なのかという点、今回は一送における取組として範囲を認識していたが、ガバナンスの話だとグループ全体に話が及ぶ、例えば、対象システムのオーナーや組織の設計、人事異動など。まずは一送の中で対応できることということだと思いが、もう少し範囲が広がるかもしれないということは十分に考えて進めるべき。

・三線管理について、対応すべきことの考え方はその通りなのだが、それぞれの線の実施すべき役割や他の線との関係性も踏まえて設計していく必要があるため、ハコを作って終わりではなく、それぞれの役割が実行されているかどうかを外部から見えていくことが必要。

・規律についてはものによってどの程度の強度を設定するかは今後検討していくべきことだと思いが、監視委による監査について、これまでも年間計画を立てて監査を実施していたと思うが、監査の頻度、深度、範囲、システム専門性の高い人材による監査の実施といったことも考えてほしい。

・一つ気になったこととして、災害時の情報のアクセス、新電力とのイコールフットィングについて、新電力に情報を開放したときに、新電力側にも情報への適切なアクセスや不適切利用を制限するような仕組みが体制として求められ、責任も発生する。これが小売700社全てが対応できるのかは疑問もある。そのため、工数やコスト、不利益や得られる効果をしかりと比較した上で慎重な検討が必要。

## 【参考】電ガ小委（3/29）における委員からのご指摘②

### ●大橋委員

・一般送配電事業者における取組について、より高い水準を事業者がプロフェッションとして目指すという考え方は大変重要。研修をする、外部有識者による会議を開く、といったような事はマンネリ化するため、一定の体制が出来ればそれでよしとすることは難しい。

・情報管理の問題は、自治体の個人情報とかあるいは通信でもラインの情報管理とか色んなところで問題が発生しているが、事業者の取組としては三線体制が重要なポイントだが、体制が出来ていればいいというものではなく、いわゆるインパクトアセスメントを不断にやっていくような社内意識を持つことが重要。潜在リスクを検出し、そのリスクに合わせた安全対策を不断に行っていく。こうしたインパクトアセスメントの結果を毎年行政に報告するような体制を作っていく、そのために情報管理ガイドラインのようなものも一定程度考えていくということもあり得る。

・グローバルスタンダードがあれば業界横断の取組もあると思うが、国内だけを対象とした基準だけでよいかという懸念。個社の取組は非常に重要であること、それが競争環境の確保に繋がるという点において、政府がしっかりみていくということではないか。

### ●松橋委員

・競争の公平性に支障が出ているのであれば、最低限のペナルティ、罰則は考えざるを得ない。それにより、一層フェアにやらねばならないということが認識される。

・ただ、情報閲覧については、情報を直接見なくても、大手の事業者の研究力があれば、公平な競争の中で、情報を推定できる程度のことではないかと想像している。直接見ることと比べれば劣るかもしれないが、大手の事業者には推定ができる力があると思っている。当然競争は公平にすべきなので、こういった事案には厳正に対処すべきだが、その点を鑑みる必要がある。

### ●四元委員

・今回の対応について、いろいろなご意見が出ると思うが、従前の延長ではだめで、物理的措置を取ることが前提。その上で、専門家等による検証や客観的な監視、最後はなんらか強制力をもった措置で担保するということが必要。

・マスコミの報道は不正閲覧として一括りに論じられているが、社によって事案は様々であり、とはいえ最終的にやってはいけないことは共通であり、高みを目指すこと自体は当然だが、横並びで事細かにスケジュールを設定してやらせるというよりは、最終的に規律を設けた上で、多少のスケジュールにばらつきがあってもよくて、自社に何が必要かということは各社自ら考えていただくことが必要ではないか。

・横並びで新たな会議体を作ればいいのかというそれは全く違う。従前の取組は既にやってきていたものと思うので、自社の決意や思いがこもっていないければ意味がない。ガバナンスの強化についても、専門家を入れたシステム監査など、実効性のあるものを心がけていただきたい。